

令和 2 年度

隨時監査結果報告書

富士見市監査委員

令和2年度随時監査結果報告書

本随時監査（以下「監査」という。）は、富士見市監査委員監査基準（令和2年監査告示第3号）に準拠している。

1 監査の対象

令和元年度（以下「前年度」という。）の定例監査対象課所のうち、次の3課を監査対象課に選定した。

- (1) 総務部 安心安全課
- (2) 健康福祉部 障がい福祉課
- (3) まちづくり推進部 産業振興課

2 監査の着眼点及び主な実施内容

前年度の定例監査の結果検出された事項（事務処理上注意すべき事項）について、その改善等措置状況の確認を行うとともに、今年度も同様の事務が適正に執行されているか検証するため、監査対象課に対して前年度及び令和2年度（令和2年12月末日現在）の起案決裁文書、契約書等財務関係書類のうち指定したものの提出を求め、これを通査・照合するとともに、必要に応じて質問を行い、関係職員から説明を聴取した。

3 監査の日程及び実施場所

令和3年1月20日（水）午後、市役所第2会議室

4 監査の結果

上記監査対象課のうち、総務部安心安全課及び健康福祉部障がい福祉課を除き、前年度の定例監査で検出された事項の一部が改善されておらず、その対応措置が不十分と思われる状況が見受けられた。

まとめ（意見）

監査の結果については、以上記述したとおりである。

今回の監査で対応措置の不十分な状況が見受けられた主な要因は、定例監査終了後、課内全体でフォローアップが実施されたものの、その徹底が行き届かなかったことによるものと考えられる。

むすびに、今回の監査対象課は3課に過ぎないが、組織内のすべての課所においてこの監査結果をチェック体制（内部統制）の見直しの機会と捉え、引き続き緊張感と危機感をもって更に充実した組織づくりにいかしていただくよう要望する。

以上、令和2年度随時監査結果報告とさせていただきます。